

公立大学法人滋賀県立大学勤務情報システム構築・運用保守委託業務に係る 落札者決定基準

1 評価実施機関

- (1) 評価は「公立大学法人滋賀県立大学勤務情報システム提案評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が実施する。
- (2) 評価委員会は、入札参加者から提出された入札書および提案書について、本「落札者決定基準」に基づき、付与する点数の判断を行う。

2 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

総合評価落札方式の適用において評価対象とする項目は、入札価格ならびに別表の「評価項目」とする。

(2) 評価配点

評価にあたっては900点（総合評価点）の範囲内で配点を行い、入札価格による評価点（価格点）と提案書の内容等による評価点（技術点）に区分し、配点をそれぞれ価格点300点、技術点600点とする。

(3) 評価方法

ア 入札価格による評価

入札価格による評価点（価格点）については以下の評価方式により算出する。

入札価格による価格点=価格点の配布（300点）×（1-入札価格/予定価格）

※小数点以下は切り捨てとする。

イ 予定価格

滋賀県立大学勤務情報システム構築・運用保守に係る予定価格は

59,650,000円（消費税および地方消費税を含まない。）とする。

ウ 技術評価

①提案書の内容等による評価点については、各項目に記載された配点を上限として採点する。提案書の内容等による評価点（技術点）の合計は600点となる。

②技術点は評価基準に基づき、評価委員会が採点を行う。

3 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格以下で入札書を提出した者で、価格点と技術点の総合評価点が最も高いものを落札者とする。
- (2) 総合評価点が同点となる入札者が二人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別に連絡を行う。
なお、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

4 評価の対象外となる場合

評価委員会事務局の事前の審査の結果、次に該当する場合は、評価委員会による評価の対象外となるとともに落札者決定の対象から除外される。

- (1) 仕様書の要求項目のうち実施しないあるいはできないとする項目がある場合
- (2) 仕様書で要求水準を定めたものについて、その水準を満たさない場合
- (3) 提案を求めた項目に対して、提案内容が示されていない場合
- (4) 入札価格が、予定価格を上回る場合

落札者決定基準:別表

評価項目/評価基準	配点
1【社の経験・能力等】*仕様書にはない、社としての経験・能力を評価する。	155
(1) (導入実績) 本学と同等規模以上の公立大学、複数のキャンパス等を有した大学への導入実績数、官公庁への導入実績数、2期以上に渡る契約実績数等が十分か。 大学における勤怠管理の業務フロー、業務分担を分析し、業務の効率化・軽量化のための改善案が検討できているか。新たな業務プロセスを設計した経験・類似業務の実績が十分と認められるか。	65
(2) (認証・資格) 本業務を実施するうえで、情報セキュリティ(ISO27001(ISO27001等)、個人情報保護に関する資格(プライバシーマーク(JIS Q 15001等)を保有しているか。その他情報セキュリティに関する認証および本業務の実施上有益と思われる資格・認証等を保有しているか。	45
(3) (経験・実施体制) プロジェクト管理の経験が豊富で、各種資格を有したプロジェクトマネージャーが配置される体制となっているか。本学と同等規模以上の大学での経験と成功例があり、大学業務とシステムをよく理解したメンバーが配置される体制となっているか。 また、システム移動までの手法やマイルストーンが明らかになっているか。	45
2【性能・機能等】*仕様書で示す性能・機能が十分に実現されることと併せて、さらに優位的あるいは効果的であるかについて評価する。	280
(1) (セキュリティの確保) ・個人情報流出防止の点から、学内外からの不正アクセス防止方法やデータの保全方法、データベースの性能は十分か。 ・個人データへのアクセス制御方法やセキュリティ強化による個人情報流出防止対策は十分か。 ・情報セキュリティ対策についての計画と目標、取り扱うデータに対応した対策は十分か。 ・情報漏洩が発生した場合の対応フローについて記載すること。 ・人事異動等に伴うアクセス権の変更はスムーズに実施されるか。 ・システム点検の実施等は十分に実施されるか。	120
(2) (勤務情報システムの機能) システム使用者にとって操作しやすく、申請入力が簡便に行える工夫がなされているか、Webシステムにおける使いやすさの工夫、利用できるWebブラウザの種類が多ければ評価する。	120
(3) (人事給与システムとの連携) 人事給与システムとの連携において、操作性が高く、利便性向上・事務省力化につながるような工夫がなされているか、法改正や本学の運用変更等に柔軟に対応できるか、セキュリティの確保が十分にされているか、使用者が運用しやすい工夫がなされているかを評価する。	40
3【その他】*仕様書を補完する提案、導入後のサポート等について評価する。	130
(1) (保守体制) 保守運用の体制や手順が明らかで、サポート体制が整い、また問い合わせ窓口が一本化され、障害発生時にもシステムが停止しないような耐障害性の設計ができていれば評価する。 障害時の保守体制フローが示され、大学側との責任分解点が明確で、大学側に負担のかからない内容になつていれば評価する。	50
(2) (導入後の機能拡張等の対応) 仕様書に従つて事務を進めることを基本とするが、システム導入後の機能拡張の要望に対して、本契約の範囲内で対応可能な内容、別途契約により対応可能な内容と費用について、コスト面を考慮して評価する。	20
(3) (研修・教育) システム管理者および操作者に向けた研修の回数・内容、研修会後のサポート体制、また研修会開催方法や配布用資料の作成等について工夫があれば評価する。	10
(4) (滋賀県立高等専門学校での利用への対応) 滋賀県立高等専門学校での利用に向けて有効な対応について、具体的な提案があれば評価する。その際の費用に対して、抑制できる提案になつていれば評価する。	50
4【特に評価すべき事項】	
(1) 全体を通して特に評価すべき点があつたか。	35
合計	600